

国民の命と暮らしを守る新型コロナウイルス感染症対策の実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症への菅内閣の対応は、緊急事態宣言発令を巡って迷走し、Go To トラベルにこだわるなど後手後手に回った。さらに、「第5波」による病床ひっ迫により、必要な入院ができずに自宅で死亡するケースも相次ぐなど、国民の不信感は頂点に達し、菅内閣退陣の一因になった。

11月12日に新型コロナウイルスの感染「第6波」に備えた総合対策が決定され、「最悪の事態を想定しての対策」が示されたが、今回の対策で十分だとは言えない。

国内の新規感染者数は「第5波」のときに比べて大きく減少したものの、海外では再び増加に転じている国もある。デルタ株より感染力が強いウイルスが現れる可能性も否定できない。これから気温が下がり、屋内での活動も増える季節を迎え、大きなリバウンドに備える必要がある。「国民のいのちと暮らしを守る」観点から、下記の事項を徹底し、万全の対策を講ずるよう、強く求める。

記

- 1 政府は、入院者数を3割増やせるよう病床を確保するというが、病床確保は、医師や看護師などの医療従事者を十分確保できるか否かにかかっており、医療ひっ迫時には全国から医療従事者のマンパワーを結集できる体制づくりを具体的に進めること。
- 2 飲食やイベント、旅行に関する行動制限の緩和については、「第3波」が広がり始めた局面で「Go To トラベル」を続けて感染拡大を招いたことへの反省を踏まえ、感染状況を見極めながら行うこと。
- 3 政府は11月8日、新型コロナウイルスの感染拡大で停止していた海外からのビジネス目的での新規入国を一定の条件下で認め、ワクチン接種などを条件に入国後の待機を最短3日間とするなど、水際の制限緩和策の適用を始めたが、感染力の強い変異株が国外から入ってくることを防ぐよう、万全の対策を講ずること。
- 4 申請手続の簡略化や支給要件の柔軟な対応を行うなど、必要な人に必要十分な支援が届くように施策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月15日

留 萌 市 議 会

衆議院議長 細田 博之 殿

参議院議長 山東 昭子 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 山際 大志郎 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿